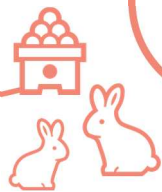


京都経営NEWS

秋
2017



社員レクリエーションを開催しました！

丹波ワイナリーへ 行ってきました



秋晴れのさわやかな9月、社員レクリエーションとして丹波ワイナリーと道の駅味夢の里へ行ってきました。

ワインの作り方を見学

ワインの製造工程の見学をさせて頂きました。見学と試飲で約40分前後。専任スタッフの方が楽しく説明してくださいました。コルクの開け方実演、ワインの保存方法などとても参考になりました。見学と試飲はなんと無料です！

試飲でほろ酔い気分

赤白3種類のワインを試飲させて頂きました。そのうち1種類は赤色ぶどうから作った珍しい白ワイン。大人しく説明を聞いていたメンバーも試飲をしているうちに、ほろ酔い気分になりました。

お土産に1本ずつ

試飲したワインは購入することも可能。ある女性メンバーが「美味しいと言った白ワインを、所長が全員分お土産に購入してくださいました。当日参加出来なかったメンバーも買ってくださったので、みんな大喜びです！

道の駅 味夢の里

お昼ごはんは、味夢の里で丹波の地元産品を使ったご飯をいただきました。丹波大しめじや丹波ポーク、黒豆が特に美味しかったです！

おまけ 移動中のバス

移動中のバスでもワインやお酒をお菓子を楽しみました。中には行きから帰るまでずっと飲み続けていた酒豪メンバーも、楽しい1日となりました。

メンバーの意外な一面が見えた一日に！

普段接点の少ないメンバーとコミュニケーションがとれた1日となりました。意外と酒豪なメンバーが分かったり、ワイン好きな人が多いことも判明しました。

GLAMPING × ネスタリゾート神戸



家族
レクリ
エーション

今年の家族レクリエーションは、新企画！ネスタリゾート神戸へグランピングに行ってきました。グランピングはグラマラス/Glamorous(魅力的な)とキャンピング/Camping(キャンプ)を組み合わせた造語で、自分でキャンプ道具を持って行ったり、テントを張ったりすることなく、自然環境の中でホテル並みの豪華で快適なサービスが受けられる新しいキャンプスタイルのことです。メンバーとその家族と一緒に楽しむことができました

企画・立案は私たちQCメンバーです！



POINT 家族の奥様・旦那様にはゆっくり休んで頂こうという趣旨で、今回は原則お子様のみの参加でした



メイン担当
新川です

10月28日、ネスタリゾート神戸にグランピングへ行ってきました！



QCリーダー
沢田です



乾杯！

参加メンバーは家族も含めて37人。みんな乾杯です！ちなみにビールはお客様から頂いたお中元 ありがとうございます！



BBQ

テントの中でBBQ！食材は施設で用意してもらってもできますが、今回は前日に買い出し。メンバーからリクエストを聞いて色々なメニューを楽しみました



チーズフォンデュ

1番人気だったのがチーズフォンデュ！オリーブオイルを加えたあつあつのチーズにフランスパンをつけて とっても美味しかったです！



パーティテント

とっても大きなパーティテントを2張り借りしました。中にはテーブルやソファがあってとっても快適です



ボールすくい

会場ではボールすくいイベントも楽しむことができました。小さいお子さんはパパやママと一緒にチャレンジです！



ハロウィン

ちょうど季節はハロウィン 仮装したスタッフがお菓子を配りにきてくれました。たくさんのお菓子里に子供たちも大喜びです！



ブランコ

屋外アトラクションもたくさんありました！ブランコでは子供に混じって大人も楽しませて頂きました



バス

現地までの移動は貸切バスを利用。車中でもお菓子や飲み物を用意してわいわいあっという間に現地に着いちゃいました！



オマケ・買い出し

企画前日にはQCメンバーが総出で準備してくれました。たくさんのお食材を買い出し！準備・実行お疲れ様でした

メンバーの笑顔あふれる素敵な1日になりました



TOPICS



年末調整

配偶者控除が変わります！

平成30年より配偶者控除など改正

平成30年より、配偶者控除が20数年ぶりに見直され、適用要件が複雑になります。

給与所得者の所得制限が追加

…給与所得者の合計所得金額が1,000万円(年収1,220万円)を超えると配偶者控除・特別控除は受けることができなくなります。



配偶者の所得基準も改正

- 1) 配偶者の合計所得金額が38万円以下 = 配偶者控除の適用あり(配偶者の収入が給与収入のみの場合、給与収入が150万円以下)
- 2) 配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下 = 配偶者特別控除の適用あり



(配偶者の収入が給与収入のみの場合、給与収入が103万円超約201万円以下)

平成30年分の扶養控除申告書への記載も変わってきます。詳細は担当者までお気軽にお尋ねください！

祭

お神輿を担いできました！

伏見大手筋商店街 神幸祭 ~ 川野・寺田 ~

事務所からすぐの伏見大手筋商店街で10月8日に開催された御香宮神幸祭に参加させて頂きました！



かなり激しいお祭り！

…お神輿を担がせて頂きましたが、京都の祭の中でもトップクラスで激しい祭のようです。団結感と達成感でいっぱい
…肩はやられました。皆さんと担ぐことで宮入りでは達成感でいっぱいでした！来年もまた参加したいです

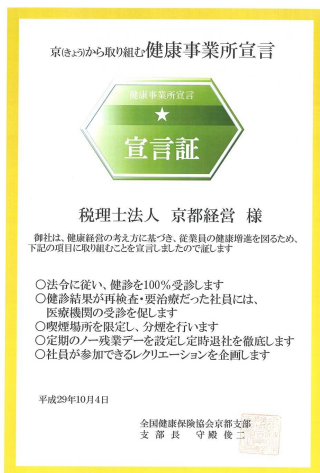


健康

健康な事務所を目指して

京(きょう)から取り組む健康事業所宣言！

健康経営に取り組む為に、協会けんぽが認定・サポートを実施している「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」の取り組みを始めました！取り組みの実施により、従業員の健康増進を目指します。



京都経営の取り組み紹介

- ・健診の100%受診
- ・健診結果が再検査・要治療の社員には医療機関の受診を促します。
- ・分煙の徹底
- ・ノー残業デーの設定による定時退社の徹底
- ・社員が参加できるレクリエーションの企画

宣言による特典を一部紹介

- ・「事務所健康度診断書」が毎年もらえます。同業他社に比べてどのくらいの健康度がわかります！
- ・健康機器が無料でレンタルできます。血管年齢測定器と血圧計をレンタル予定です

研修

ストレス対策、大丈夫ですか？

メンタルヘルス対策研修受講！

協会けんぽ主催のメンタルヘルス研修を受講しました。協会けんぽでは毎年無料で各種研修を実施されています。今年は体験型「働く人のストレス対処法」研修を受講しました。

7時間睡眠が最も死亡リスクが低い

…人間が十分に覚醒して作業を行うことが可能なのは起床後12~13時間。ストレスをためない為に、十分な睡眠が最も大切だということでした。

京都経営メンバーはストレスが少なめでした！

…簡単ストレスチェックを実施したところ、なんと参加メンバー中8割の人がほぼストレスなしでした！また、研修後はとても気になる研修だったとメンバーからは好評でした



会社概要



会社名 税理士法人 京都経営 株式会社 京都経営コンサルティング
京都経営社労士事務所 株式会社 京都経営マネジメントプラン

代表 代表社員 / 代表取締役 大江 孝明

住所 〒612-8362
京都市伏見区西大手町307 エイトビル5F

TEL 075-603-9022

<http://www.kyotokeiei.com/>

編集より ちょっとひとこと

今回のメインは京都経営の2大レクリエーションでお届けいたしました

楽しいレクリエーションが終わって、京都経営には繁忙期の足音が近づいてまいりました。楽しんで分、お仕事も頑張ります！

総務 吉田